

お知らせ

発行／加茂市役所
〒959-1392 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
TEL 0256-52-0080
FAX 0256-53-2729
ホームページ
<http://www.city.kamo.niigata.jp>
E-mail
kamo@city.kamo.niigata.jp
編集／総務課
印刷／(有)とう印刷

父子家庭に児童扶養手当支給

対象となる方は申請を



平成22年8月1日から父子家庭への児童扶養手当の支給が始まります。

父子家庭で支給要件に該当している方は、8月1日以前でも申請ができますので早めにお問い合わせください。

なお、11月30日までに申請をしていただくと8月分からの支給になりますが、11月30日を過ぎると申請の翌月分からの支給になりますので、ご注意ください。

児童扶養手当の現況届、特別児童扶養手当の所得状況届

現在、児童扶養手当を受けている人は現況届を、特別児童扶養手当を受けている人は所得状況届を提出してください。この届けは、引き続き手当を受けられるかどうかを審査するためのものです。届け出をしないと、手当の支払いが差し止め

人に支給します。

対象児童 18歳になつて最初の3月31日までの間で（障害のある児童は20歳未満）次のいずれかに該当する児童。

- ①父母が離婚
- ②母が死亡（公的年金受給者を除く）
- ③母が重度の障害者（公的年金の加算対象児童を除く）
- ④母の生死が不明

※ほかに対象となる場合あり。

手当月額 1人目4万1千720円～9千850円、2人目5千円加算、3人目から3千円加算

ただし、所得額・遺族補償に

届け出の該当者には8月上旬に通知書を郵送します。

●届け出の該当者には8月上旬に通知書を郵送します。

●鑑と必要に応じ指定された書類、通知書

●届け出の時期と場所 8月10日（火）～23日（月）までに福祉事務所児童障害係

※10日（火）～16日（月）は市役所1階相談室2で受け付け。

問い合わせ 福祉事務所児童障

害係（☎内線174）

より、手当の支給が制限されることがあります。
問い合わせ 福祉事務所児童障害係（☎内線174）

もうすぐ夏休み！ 子どもたちを事故から守ろう



■水難事故の防止 毎年7月～8月にかけて子どもたちが犠牲となる悲惨な水難事故が多発しています。水による危険は日常生活の中に多く潜んでいます、次のこと 注意し、子どもたちを事故から守りましょう。

- ①子どもは思わず行動をするので、目を離さない。
- ②ふだんから危険な場所を具体的に教え、近づかせない。
- ③「幼児だけ」での水遊びや、入浴はさせない。
- ④呼吸や心臓が停止してからの「3分間」がとても重要です。もしもの場合に備えて救命講習を受講しましょう。

問い合わせ 加茂地域消防署（☎52-11770）

休日当番医

9:00～17:00

月 日	当 番 医	☎
7/18（日）	服部クリニック	53-4680
19（月・祝）	星野内科医院	41-4141
25（日）	小池内科消化器科クリニック	53-3355
8/1（日）	吉田内科医院	57-7511
8（日）	わたなべ医院	53-3850
15（日）	須田医院	41-5025

注意し安全に行いましょう。
①大人がしっかりと見守る。
②花火を人に向けたり、燃えやすい物の近くではやらない。
③水の入ったバケツを準備し使い終わった花火に水をかける。
④水の入ったバケツを準備し使い終わった花火に水をかける。
⑤もしましょどをした場合

国民年金の 保険料免除制度

所得が少ない等の理由で保険料の納付が困難な方のために、申請のうえ承認されると保険料の納付が免除、猶予される制度があります。

① 保険料免除制度

全額免除制度と一部納付（4分の1、半額、4分の3納付）制度があります。

30歳未満の方が対象の若年者
納付猶予制度、学生が対象の学

悪質業者が 高齢者を狙っている



訪問販売や電話勧説販売などで、1人暮らしの高齢者や、日中、家で高齢者のみとなつてしもう家庭での被害が増えています。

「突然業者が家に来て果物を

大量に買わされた」「業者から

カニを送ると電話があり、購入

させられてしまった」など、悪

生納付特例制度があります。

いずれの制度も原則として、

前年の所得を基準として審査さ

れます。退職（失業）等の理

由で承認される場合もあります。

承認期間は、老齢基礎年金を

受け取るための受給資格期間に

算入されます。ただし、年金額

を計算するうえで10年以内に免

除期間の保険料を追納しないと、

その期間の年金額は通常に納め

た分に比べ減額されてしまいま

す。

また、納付猶予期間は追納し

ないと年金額に反映されませ

ん。

年度ごとに申請 免除申請の期
納付猶予制度、学生が対象の学

質な事例があります。

不審な業者だと思ったときは次の点に注意してください。

①必要ではないものは、きっぱりと断りましょう。

②身に覚えのないものが送られてきた場合は受取拒否、送り主業者を控えておきましょう。

③断り切れずに契約（商品購入等）してしまった場合は、販売業者を確認しましょう。

購入商品等によってはクーリング・オフ（無条件解約）ができるものがあります。

問い合わせ 商工観光課（☎ 内線132）または県消費生活センター（☎ 025-281-4196）

間は7月から翌年6月までが1年です。

今まで免除申請をしていた方

で、引き続き7月以降も免除を

希望する方は再度手続きが必要

です。ただし、年金事務所から

「継続審査申出受付済み」の通

知があった方は手続き不要です。

です。ただし、年金事務所から

離職票の写しをお持ちください。

は雇用保険受給資格者証または

年金手帳、印鑑、失業中の方

は市役所総務課人事係にあります。

（☎ 内線113）

問い合わせ 市民課国民年金係

問い合わせ 社会福祉法人加茂福祉会

提出先・問い合わせ 総務課人

事係（☎ 内線322）

提出先・問い合わせ 総務課人

事係（☎ 内線113）

用務員（後期）採用試験

加茂市職員用務員（後期）の採用試験を行います（平成23年4月採用予定）。

採用予定人員 若干名（用務員（前期）と合わせて）

受験資格 昭和58年4月2日か

ら平成5年4月1日までに生まれた人で、普通自動車免許取得

者または平成23年3月31日までに取得見込みの人。

※平成23年3月に高等学校を卒業する人は後期を受験してください。

加茂福祉会職員募集

勤務施設 平成園（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター）、第二平成園（特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、デイサービスセンター）、第三平成園（特別養護老人ホーム）のいずれかに配属。

勤務先 訪問看護ステーション

資格 昭和25年4月2日以降生まれで看護師免許と自動車普通免許を有する人。

賃金 時給2千円

勤務時間 1日6時間

申し込み 市販の履歴書に必要事項を記入し在宅介護・看護支援センター（☎ 41-4032）

受験資格 （いずれも取得見込みを含む）

看護師または准看護師を有する人

理学療法士または作業療法士と自動車普

通免許を有する人

試験日 9月19日（日）

第2次試験

第1次試験合格者に対し、面接試験を行います。

定期昇給のほか期末、勤勉手

居、特殊業務手当を支給。

③通勤可能な人。

社会福祉法人加茂福祉会の規則による。

定期昇給のほか期末、勤勉手

居、特殊業務手当を支給。

愛の血液助け合い運動実施中

献血にご理解と継続的なご協力を

皆さんのが病気になったり、事故に遭ったときなどの治療に使われる輸血用血液は、すべて皆さんの善意の献血で得られた血液で貯められています。

長期保存のできない血液を一年を通じて安全供給するため、皆さんのご理解と継続的なご協力をお願いいたします。県内では、献血バスが各市町村を巡回しているほか、3カ所の献血ルームで毎日受付を行っています。

■献血の安全性を確保するため、次的人は献血をご遠慮ください。

- ・英国に昭和55年（1980）から平成8年（1996）の間に通算1カ月（31日）以上滞在された人。
- ・英国に平成9年（1997）から平成16年（2004）の間に通算6カ月以上滞在された人。
- ・この3日間に出血を伴う歯科治療（歯石除去を含む）を受けた人。
- ・女性の方で、現在、妊娠中、授乳中または6カ月以内に出産、流産した人。

献血日程 【400ml・200ml献血】

日 時	会 場	受 付 時 間
7月25日（日）	リオン・ドール加茂店	午前10時～午後0時15分 午後1時30分～4時
12月20日（月）	市役所	午前10時～午後0時30分
	県立加茂病院	午後2時～4時
2月11日（金・祝）	リオン・ドール加茂店	午前10時～午後0時15分 午後1時30分～4時
3月16日（水）	市役所	午後1時30分～3時30分

成分献血は献血ルームへ（年中無休・元日は休み）

受付時間 午前10時～午後5時30分（長岡きたまち献血ルームは午前9時30分～午後5時）

①献血ルームばんだい ゆとりろ

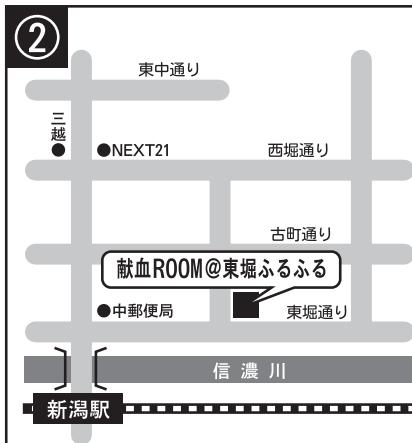
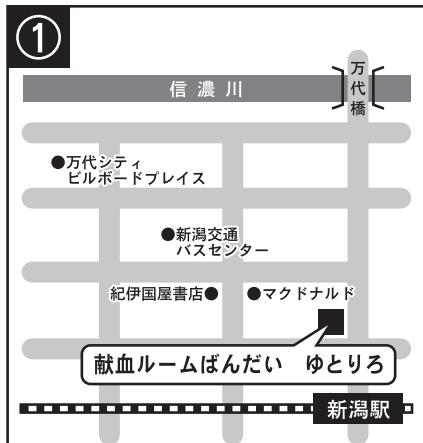
（☎0120-869950）

②献血ROOM@東堀ふるふる

（☎0120-400389）

③長岡きたまち献血ルーム

（☎0120-056339）



問い合わせ 健康課衛生係（☎52-0080内線162）、県赤十字血液センター渉外課（☎025-230-1703）

文化会館ガイド

☎53-0842

自主事業

第28回舞踊まつり チケット発売中



日 時 8月29日(日)午後1時開演

特別出演 創作邦楽「雪椿」

西崎晃扇 西崎岐久 西崎扇越

前売券 全席自由800円(当日900円)

チケットは文化会館、市民サービスセンター、参加団体にてお求めください。

◎毎週火曜日は文化会館の休館日です。

問い合わせ
新潟市ほか
力本部加茂地域事務所(☎52-15222)
http://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/)

募集種目 航空学生(パイロット21歳未満)、一般曹候補生、自衛官候補生
対象 来春高校卒業予定者と
18歳~27歳未満
受付期間 8月1日(日)~9月10日(金)
試験会場 新発田・高田駐屯地、
新潟市ほか

新潟地域の産業活性化と国際的な経済活動の促進のため、幅広い分野の先駆的な企業や大学等研究機関による新製品・新技术の提案や、新産業の創出につながる研究成果の発表・展示を予定しています。

業種、地域、企業規模を問わない、県下最大級の産業見本市です。

市では市内企業が出演する場合、出展小間料補助制度を設けています。商工観光課商工振興係(☎内線132)にお問い合わせ

出展料 1小間10万5千円(間口3m×奥行3m)
出展対象 ものづくり、情報、環境、健康、暮らし・サービスなどに携わる業種(機械技術・製品、電子デバイス、情報サービス、省エネほか)
展示規模 180小間(予定)
締め切り 7月30日(金)
問い合わせ 新潟国際ビジネス実行委員会事務局(☎025-201-6047、http://messe-niigata.jp)

自衛官募集

会期 (月・祝) 9月17日(金)~20日
会場 文化会館
申し込み・問い合わせ 加茂美術協会事務局川口さん(☎52-33351)

新潟国際ビジネス メッセ出展企業募集

ください。

(金)の午前10時~午後5時

会期 10月28日(木)、29日
(新潟市中央区鐘木185-10)
会場 新潟市産業振興センター

第14回加茂の「今」展 作品募集

平成22年7月11日執行の投票結果は次のとおりです(加茂市選挙管理委員会)。

参議院議員通常選挙 投票結果

候補者別得票数(加茂市届出順)

候補者名	得票数
中原八一	4,737票
田中なおき	6,603票
笠巻けんや	133票
たけだ勝利	1,008票
こんどう正道	2,372票
安中聰	572票

政党別得票数(加茂市届出順)

政党名	得票数
幸福実現党	59,235票
みんなの党	1,761,999票
民主党	5,334,132票
女性党	220,930票
自由民主党	3,893,738票
新党改革	298,100票
社会民主党	778票
たちあがれ日本	241,060票
日本創新党	66票
国民新党	670票
公明党	1,204票
日本共産党	829,800票

投票率は
(選挙区)
62.06%

参議院新潟県選出議員選挙 投票結果

選挙当日の有権者数	男 12,274人	女 13,507人	計 25,781人
投票者数	男 7,935人	女 8,065人	計 16,000人
棄権者数	男 4,339人	女 5,442人	計 9,781人
投票率	男 64.65%	女 59.71%	計 62.06%
投票総数		15,998票	
有効投票数		15,425票	
無効投票数		573票	
持ち帰り		2票	

参議院比例代表選出議員選挙 投票結果

選挙当日の有権者数	男 12,274人	女 13,507人	計 25,781人
投票者数	男 7,935人	女 8,064人	計 15,999人
棄権者数	男 4,339人	女 5,443人	計 9,782人
投票率	男 64.65%	女 59.70%	計 62.06%
投票総数		15,998票	
有効投票数		15,357票	
名簿登載者及び名簿届出政党等の得票数		15,356,994票	
あん分の際切り捨てた票数		0.006票	
無効投票数		641票	
持ち帰り		1票	

みんなで助け合う 国民健康保険!



②国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるように、日ごろから収入に応じてお金（保険税）を出し合いましてみんなで助け合う制度です。

国保は医療保険のひとつとして加茂市が運営しています。

職場の健康保険に加入している人とその扶養家族、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、すべての人が国保に入ります。

新しい保険証8月更新 ピンク色に

国保の保険証（国民健康保険被保険者証）は、毎年8月1日に更新します。新しい保険証の色は「ピンク

色」で今月下旬に家族の分をまとめて、世帯主宛てに郵送しますので、大切に保管してください。

古い保険証は破棄のように、はさみを入れ、確実に破棄してください。

保険証を受け取つたら加入者の氏名などに間違いがないか確かめてください。

■資格がなくなつたら返す職場の保険に加入したときや他の市町村へ転出する場合は必ず届け出て保険証をお返しください。

学生の場合

市外に住所を移している学生の人は、申請により保険証を交付します。

在学証明書または学生証の写しを添付し、市民課の窓口へ申請してください。

①退職被保険者本人
■退職被保険者本人

8月1日現在70歳に達している人（以下高齢受給者。ただし、後期高齢者医療制度の対象者は除く）の保険証には「兼高齢受給者証・一部負担金割合2割（平成23年3月31日までは1割）または「3割」と表示されています。

退職者医療制度

国保加入者のうち、会社などを退職して、年金（厚生年金や共済年金）を受けられる65歳未満の人とその被扶養者は「退職者医療制度」の保険証により、医療を受けます。

退職者医療制度は、本人の自己負担と保険税のほか、職場の健康保険などが出し合う拠出金を財源とします。

退職者医療制度の対象となる人は保険証を切り替えますので、必ず届け出てください。

対象者の条件

対象者となるのは、次の条件のすべてに当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

①退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と三親等以内の親族、または配偶者の父母と子。

②国民健康保険に加入している65歳未満の人。

③年間収入が130万円（60歳以上の人や障害者は180万円）未満の人。

保険証の有効期限

保険証の切り替えには年金証書（加入期間が書いてある証書）と国民健康保険証が必要です。

8月1日現在70歳に達している人の保険証の有効期限は誕生日の前日までと表示されています。

来年7月31日までに75歳に達する人の保険証の有効期限は誕生日の前日までと表示されています。

75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に

これは、75歳になると「後期高齢者医療制度」に加入することになるためで、75歳の誕生日が近くなると後期高齢者医療制度の保険証が郵送されます。

②厚生年金保険や各種共済組合の年金制度から老齢（退職）年金を受けることができる人で、これらの制度の加入期間が20年以上もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人（雇用保険受給者、若年停止者を除く）。

▼被扶養者（扶養家族）

退職被保険者と生活を共にして生計を維持している次の人です。

▼70歳になる人には兼高齢受給者証

8月1日現在70歳に達している人（以下高齢受給者。ただし、後期高齢者医療制度の対象者は除く）の保険証には「兼高齢受給者証・一部負担金割合2割（平成23年3月31日までは1割）または「3割」と表示されています。

国保特別会計

7年連続赤字

平成21年度の加茂市国保加入者1人当たりの年間国保税（医療分+後期高齢者支援金分）は7万8千477円、1世帯当たりでは14万1千894円となりました。

前年度に比べ、1人当たりでは0.3%の減少、1世帯当たりでは1.7%の増加でした。

一方、1人当たりの年間医療費は30万9千311円で、内訳は国保一般が30万7千826円で前年度に比べ3.9%の増加、退職が33万845円で前年度比15・4%の減少となりました。

国民健康保険特別会計収支状況の支出では全体の96%、約29億9千200万円が皆さんの医療費などの支出に充てられています。また、これらを賄う収入は皆さんから納めていたく国保税や国からの負担金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金や一般会計からの繰入金などです。

国保特別会計は平成15年度から赤字が続いている、21年度も5千300万円余りの赤字決算となる見込みです。

- ②資産割額→固定資産税額の後年の所得金額の1・80%
- ③均等割額→被保険者1人につき年8千円
- ④平等割額→1世帯につき年1万9千円

- ①所得割額→基礎控除
- ②資産割額→固定資産税額の7・80%
- ③均等割額→被保険者1人につき年8千円
- ④平等割額→1世帯につき年1万9千円

- ①所得割額→基礎控除
- ②資産割額→固定資産税額の後年の所得金額の6・16%
- ③均等割額→被保険者1人につき年1万3千420円
- ④平等割額→1世帯につき年1万3千420円

- ①所得割額→基礎控除
- ②資産割額→固定資産税額の後年の所得金額の6・16%
- ③均等割額→被保険者1人につき年1万3千420円
- ④平等割額→1世帯につき年1万3千420円

制度の維持、運営に大きな影響を与えています。

一人ひとりが生活習慣を見直し、生活習慣病を予防するなど、日ごろから自分の健康に気を付けて、みんなの医療費を大切にしましょう。

国保税額の決まり方

国保に加入している40～64歳の人は医療保険分（医療分）と後期高齢者支援分（後期分）、介護納付金分（介護分）を合わせた額を、国民健康保険税として世帯主から納めていただくことになっています。

今年度の納期は7月から翌年3月までの9回です。

また、国民健康保険に加入している世帯主および世帯全員が65歳以上75歳未満の世帯は原則として年金からの天引きによる特別徴収によって納めていただきます。

■年齢別の税額

▼40歳未満 医療分と後期分について次の計算方法の組み合わせで決められます（介護分の負担なし）。

①所得割額→基礎控除

②資産割額→固定資産税額の後年の所得金額の6・16%

③均等割額→被保険者1人につき年1万3千420円

④平等割額→1世帯につき年1万3千420円

■国保税は忘れずに

国保税は国保を運営するうえでとても大切な財源です。

未納や納め忘れなどがあると、国保財政は苦しくなり、十分な給付ができなくなります。

国保は、納期限までに納めようご協力ください。

▼納付は口座振替で 口座振替は1回の手続きで確実に納税できます。便利な口座振替をご利用ください。

交通事故に遭つたら届け出を

交通事故など、第三者（加害者）から受けた傷害による医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

しかし、その負担（弁償）が不十分であったり、遅れたりする場合には国保や後期高齢者医療制度の保険証を使って治療を受けることができます。この場合、医療費を保険が一時的に立て替えますが、あとから加害者に請求する形になります。

国保や後期高齢者医療制度の保険証を使い診療を受けるときは「第三者行為による被害届」

は「第三者行為による被害届」

を健康課国民健康保険係に提出してください。

■届け出の際の注意

- ①加害者の住所、氏名、自動車損害賠償責任保険の加入の有無を確認しておく。
- ②交通事故證明書を取り寄せる。
- ③国民健康保険証と印鑑を持参。

■届け出の際の注意

- ①所得割額→被保険者1人につき年2万5千円
- ②資産割額→固定資産税額の後年の所得金額の1・80%
- ③均等割額→被保険者1人につき年8千円
- ④平等割額→1世帯につき年1万9千円

- ①所得割額→基礎控除
- ②資産割額→固定資産税額の後年の所得金額の6・16%
- ③均等割額→被保険者1人につき年1万3千420円
- ④平等割額→1世帯につき年1万3千420円

- ①所得割額→基礎控除
- ②資産割額→固定資産税額の後年の所得金額の6・16%
- ③均等割額→被保険者1人につき年1万3千420円
- ④平等割額→1世帯につき年1万3千420円

非自発的失業者に係る国保税の軽減措置

平成22年4月から、倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的な失業のため社会保険を脱退し、国保に加入した人に対する国保税の軽減が始まりました。

対象者 次のすべての条件を満たす人です。

- ① 平成21年3月31日以降に失業した人。
- ② 失業時点で65歳未満の人。
- ③ 雇用保険の特定受給資格者



(倒産・解雇などによる離職者)または特定理由離職者(雇い止めなどによる離職者)であることを。

*雇用保険受給資格者証の第1面「12 異職理由」欄に記載の離職理由コードが11、12、21、22、31、32、23、33、34の人があたる。

軽減内容 国民健康保険税の所得割を算定する際に、離職日の該当です。

申請方法 国民健康保険証と雇用保険受給資格者証を持参し健康課窓口に届け出してください。

翌年度末まで

対象 平成22年4月1日～平成23年3月31日までに人間ドックを受診した人で、受診時に後期高齢者である人。

要 加入者と世帯主の平成21年中の合計所得が一定基準以下の人は、均等割額の9・8.5・5・2割が軽減されます。

また、加入者の所得が一定基準以下の人は所得割の5割が軽減されます。

制度加入前日で、国民健康保険と国民年金を除いた会社の健保は、平成22年度の年間の保険料が3千500円に軽減されます。

対象 平成22年4月1日～平成23年3月31日までに人間ドックを受診した人で、受診時に後期高齢者である人。

必要なもの 人間ドックの費用の一部を助成します。受診後に申請をしてください。

翌日の属する月からその翌年度までの間、非自発的失業者の末までの間、非自発的失業者の前年の給与所得を30／100として算定します。

と均等割(1人当たり3万5千円)の合計で算定します。

後期高齢者

▼保険料の軽減制度(申請は不要)

要 加入者と世帯主の平成21年中の合計所得が一定基準以下の人は、均等割額の9・8.5・5・2割が軽減されます。

また、加入者の所得が一定基準以下の人は所得割の5割が軽減されます。

制度加入前日で、国民健康保険と国民年金を除いた会社の健保は、平成22年度の年間の保険料が3千500円に軽減されます。

対象 平成22年4月1日～平成23年3月31日までに人間ドックを受診した人で、受診時に後期高齢者である人。

必要なもの 人間ドックの費用の一部を助成します。受診後に申請をしてください。

後期高齢者

医療制度



■新しい保険証はオレンジ色

後期高齢者医療制度の保険証

8月1日から自己負担割合を判定します。

新しい保険証に記載される自己負担割合は平成21年中の所得状況に基づいて判定します。

自己負担割合の判定は同一世帯に属する後期高齢者医療制度加入者の所得状況により行います。

ただし、次に該当する場合は申請により1割負担になります。

▼同一世帯に加入者が1人の場合で、その人の収入の合計金額が33万円未満(または、その人の収入と同一世帯の70～74歳の全員の収入の合計金額が520万円未満)

▼同一世帯に加入者が複数いる場合で、加入者全員の収入の合計金額が520万円未満

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、年金から納める「特別徴収」と納付書または口座振替で納める「普通徴収」があります。

保険料の納付方法は原則として年金から納めていただきます。

*7月中に送付される保険料額決定通知書に納付書が同封されている人は「普通徴収」となります。

問い合わせ 健康課国民健康保険係(☎内線161)、新潟県後期高齢者医療広域連合(☎025-285-3221、http://www.niigata-kouiki.jp/)

今月下旬に個人宛に郵送しますので、大切に保管してください。8月になつても保険証が届かないことがあります。連絡ください。

同一世帯の加入者の中に、住かたり、保険証の記載事項に誤りがあったときは健康課までご連絡ください。

1割負担となる人

同一世帯の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない人。

2・3割負担(現役並み所得者となる人)

同一世帯の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる人。

平成22年度分保険料

平成22年度分の保険料は7月中旬に個別に保険料額決定通知書でお知らせします。

■自己負担割合の判定

毎年、前年の所得状況により得者がいる人。

平成22年度分保険料

平成22年度分の保険料は7月中旬に個別に保険料額決定通知書をお知らせします。

問い合わせ 健康課国民健康保険係(☎内線161)、新潟県後期高齢者医療広域連合(☎025-285-3221、http://www.niigata-kouiki.jp/)

人口のうごき

世帯口	7月1日現在
男性	10,152 (+ 5)
女性	30,792 (+ 3)
	14,878 (+ 2)
	15,914 (+ 1)
() 内は前月比	
(6月異動分)	
男 9	6
女 22	12
出生 29	45
死亡 転入	



暮らしのかレンダー

7月・8月

保健・衛生事業の日程は、健康カレンダーをご覧ください。

7月 20 (火) 友引	・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日 ・温水プール休館日	31 (土) 先勝	・総体 登山 北八ヶ岳 ・民俗資料館休館日
21 (水) 先負	・心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 ・読書会 市立図書館 13:30から	8月 1 (日) 友引	④休日当番医 吉田内科医院 ☎ 57-7511 9:00~17:00 ・総体 硬式テニス(ダブルス) 庭球場 8:00から 野球(一般、壮年の部) 七谷野球場ほか 8:00から 水泳 市民プール 8:30から ・民俗資料館休館日
22 (木) 仏滅	・なんでも健康相談 下条コミセン 9:30~11:30 ・読み、語ろうイギリス文学 市立図書館 10:00から ・ねんきん特別便・定期便相談会 市役所相談室1 10:00~16:00	2 (月) 先負	・民俗資料館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日
23 (金) 大安	・老人囲碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30	3 (火) 仏滅	・老人将棋道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 ・温水プール休館日
24 (土) 赤口	・子ども映画鑑賞会「クロがいた夏」 市立図書館 14:00から	4 (水) 大安	・心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00 ・読書会 市立図書館 13:30から
25 (日) 先勝	④休日当番医 小池内科消化器科クリニック ☎ 53-3355 9:00~17:00 ・下条川ダムへら鮎釣り大会 自然学習館前 5:00から ・献血(400ml、200ml) リオン・ドール加茂店 10:00~12:15、13:30~16:00	5 (木) 赤口	
26 (月) 友引	・民俗資料館休館日 ・公民館・市民体育館休館日 ・七谷、中央、上条、下条、須田コミセン休館日	6 (金) 先勝	・老人囲碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30
27 (火) 先負	・老人将棋道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 ・温水プール休館日	7 (土) 友引	・司法書士による無料法律相談(司法書士会三条支部相談員:川上芳男さん 前日までに要予約 ☎ 52-9443) 上町コミセン 9:00~12:00 ・映画鑑賞会(一般)「スペース・ウォーズ」 市立図書館 14:00から ・古典文学の集い 市立図書館 14:00から ・民俗資料館休館日
28 (水) 仏滅	・行政相談 市役所相談室1 9:00~11:30 ・心配ごと相談 市役所相談室4 9:00~16:00	8 (日) 先負	④休日当番医 わたなべ医院 ☎ 53-3850 9:00~17:00 ・総体 野球(一般、壮年の部) 七谷野球場ほか 8:00から
29 (木) 大安			
30 (金) 赤口	・老人囲碁道場 ゆきつばき荘 9:30~16:30 ・本とあそぼう全国訪問おはなし隊 市立図書館 10:00~11:05		

市立図書館 夏休み中の休館日を勉強開館 図書館内で学力向上のための勉強をする方々のため、夏休み中の休館日(月曜等)を開館します。ご利用ください。 勉強開館日 7月19、20、26日、8月2、9、16、23、30日 開館時間午前9時~午後6時 利用できる場所 1階閲覧室と2階学習室 問い合わせ 市立図書館(☎53-3500)